

西原町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

第1 行動計画策定の背景

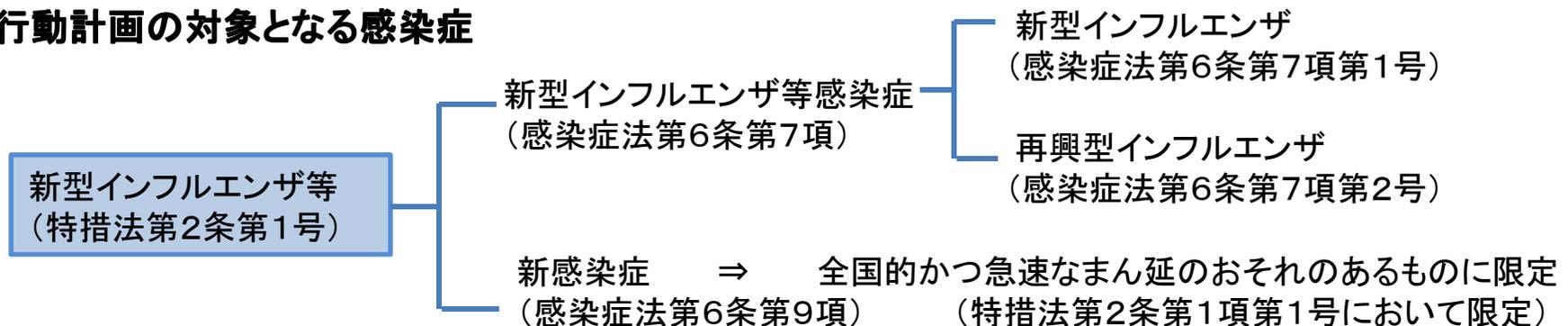
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)はほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。

2 西原町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 特措法第8条の規定に基づき策定。新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示しています。

3 行動計画の対象となる感染症



※感染症法:感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律

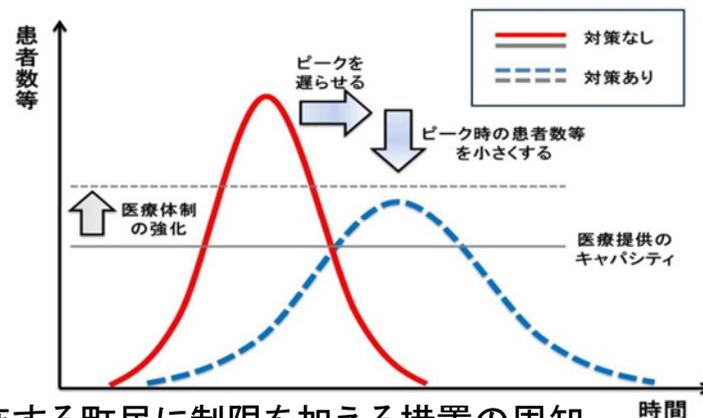
第2 対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的

- (1) 感染を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 対策実施上の留意点

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的人権の尊重 (2) 危機管理としての特措法の性格 (3) 関係機関相互の連携協力の確保 (4) 記録の作成・保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権を尊重し、県が実施する町民に制限を加える措置の周知。 ・ 緊急事態措置はどのような場合にも講じるものではない。 ・ 政府対策本部・県対策本部と相互に緊密な連携を図る。 ・ 町対策本部における対策の記録の作成・保存・公表。 |
|--|--|



3 対策推進のための役割分担

【県の役割】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域医療体制の確保・まん延防止のための的確な対応を行なう。

【町の役割】

住民に対するワクチン接種、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援を的確に実施する。

【町民の役割】

新型インフルエンザ等に関する知識を得て、感染拡大防止のための個人レベルの感染対策の実施、発生時に備えた食料品等の備蓄を行なうよう努める。

第3 各段階における対策

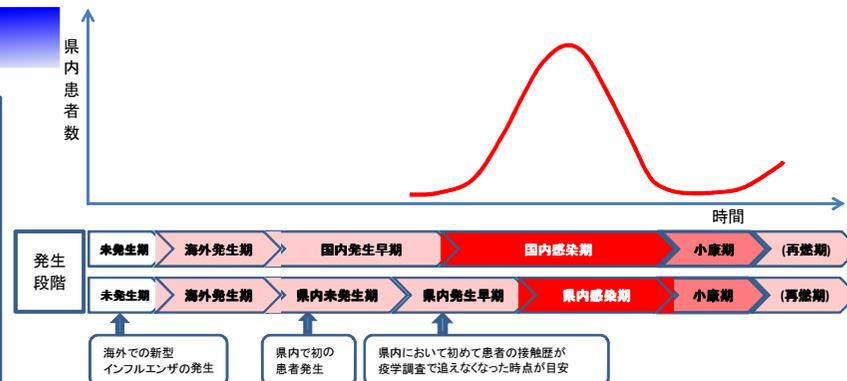
【発生段階】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

各段階における具体的な対策を主要4項目で整理

【主要4項目】

- 1 実施体制
- 2 情報収集・情報提供
- 3 予防・まん延防止
- 4 住民生活・地域経済の安定の確保



西原町新型インフルエンザ等対策行動計画 各段階の概要

★★緊急事態宣言時に必ず実施

★緊急自体宣言時に必要に応じて実施

	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期	
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態。	海外で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが国内では発生していない状態。	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。大流行は一旦終息している。	
目的	●発生に備えて体制の整備を行なう	●新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、早期発見に努める。 ●県内発生に備えて体制の整備を行なう。	●県内の発生に備えて体制整備を行なう。	●県内での感染拡大をできるだけ抑える。 ●感染拡大に備えた体制の整備を行なう。	●健康被害を最小限に抑える。 ●町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。	●町民生活・町民経済の回復を図り、流行の第2波に備える。	
1 実施体制	行動計画作成	対策本部立ち上げ準備	★★町対策本部の設置			★★町対策本部の廃止	
			★他の地方公共団体による代行・応援等の措置の活用				
2 情報収集・情報提供	情報収集						
	県が実施する学校等での集団発生把握への協力						
	情報提供体制の整備 継続的な情報提供	県内、国内外の発生状況、対策内容(プロセス、理由、実施主体等)等の情報提供 ※町対策本部が設置されたときは、町対策本部において一元的に発信				第二波に備える必要性を情報提供	
		町民がとるべき行動、誰もが感染する可能性、適切な受診方法、学校、職場等の感染対策の周知					
		社会活動状況の情報提供					
相談窓口等	相談窓口等の設置の準備	相談窓口等の設置	相談窓口等の充実・強化			相談窓口の縮小	
外国人への情報提供	外国人への情報提供体制の検討	外国人に多言語で情報提供					
情報共有	国、県、関係機関と対策の方針等の情報を共有						
3 予防・まん延防止	個人・職場						
	感染対策の普及、県が実施する外出自粛要請の理解促進	感染対策の実施		マスク着用・咳エチケット・手洗い等の勧奨、職場の感染予防対策の徹底の促し			
	職場感染対策の周知の準備	★県が実施する不要不急の外出自粛要請の周知					
予防接種・特定接種	接種体制の構築	町職員の特定制接種(集団的接種・同意)					
・住民接種	接種体制の構築 実施方法の準備	接種体制の準備	予防接種法に基づく新臨時接種(集団的接種)				
		★特措法に基づく住民に対する臨時の予防接種(集団的接種)					
学校等の臨時休業		★県が実施する学校、保育施設等に対し学校保健安全法に基づく臨時休業要請の周知					
施設等の使用制限等	県が実施する施設の使用制限要請対策の周知	★県が実施する学校、保育施設等に対する施設の使用制限要請・指示の周知 ★県が学校、保育所等以外の施設に対し感染対策の徹底を要請し、公衆衛生上問題があれば施設の使用制限又は感染対策の徹底を要請・指示したことの周知					
患者への対応等の周知		県が設置する帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の周知	一般医療機関での診療体制への移行の周知		通常の医療体制の周知、臨時の医療施設の縮小・中止の周知		
			★県が設置する臨時の医療施設設置の周知				
4 町民生活・地域経済の安定の確保	町内事業者						
		職場の感染対策の実施の準備の促し	職場における徹底した感染対策の実施の促し		★縮小中止していた業務の再開周知		
		事業継続に向けた準備の促し	★水の安定供給に必要な措置			★被害状況の確認	
		事業継続のための法令の弾力運用の周知					
要援護者支援	要援護者の把握	新型インフルエンザ等発生状況の周知	要援護者支援の体制整備	★要援護者の生活支援 在宅療養患者支援			
埋葬・火葬	県が実施する火葬能力の把握・体制整備(一時安置施設の把握)	一時遺体安置施設等の確保の準備	円滑な火葬及び一時的遺体安置の確保の体制整備	★円滑な火葬及び一時的遺体安置の確保			
医薬品等物資の備蓄	医薬品その他の物資及び資材の備蓄						
生活物資の価格安定		★買占め、売り惜みの調査・監視、関係団体への供給確保や値上げ防止等の要請等					
町民・事業者への呼びかけ		消費者としての適切な行動、買占め・売り惜み防止の促し					
		★サービス水準低下の呼びかけ					
犯罪防止の呼びかけ		★犯罪防止のための広報啓発					